【使用開始日　2025年4月26日】
投資信託説明書（交付目論見書）

UBS中国人民元債券ファンド
（毎月決算型）／（年2回決算型）

追加型投信／海外／債券

※本交付目論見書は、①UBS中国人民元債券ファンド（毎月決算型）の交付目論見書および②UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）の交付目論見書を組合わせて作成したものです。

○本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
○**当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**
○本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社]（ファンドの運用の指図を行う者）
UBSアセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号
＜照会先＞
ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/
電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

[受託会社]（ファンドの財産の保管および管理を行う者）
株式会社りそな銀行

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
UBS中国人民元債券ファンド（毎月決算型）	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 一般））	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 一般））	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

※以下、本書において「UBS中国人民元債券ファンド（毎月決算型）」を「毎月決算型」、「UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）」を「年2回決算型」ということがあります。また、両ファンドを総称して、もしくは各ファンドを「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2025年1月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,043億円（2025年1月末現在）

・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS中国人民元債券ファンド（毎月決算型）」および「UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月25日に関東財務局長に提出しており、2025年4月26日にその届出の効力が生じております。

©UBS2025.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券（以下「中国人民元債券」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 中国人民元債券を実質的な主要投資対象とします。

・主として中国本土で流通している中国政府、中国の政府関連機関および地方自治体、もしくは中国本土の企業等が発行する人民元建て債券に実質的に投資を行います。
・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

2 中国人民元債券への投資により、金利収入と人民元高による為替差益の獲得を目指します。

3 決算頻度の異なる2ファンドからお選びいただけます。

・「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。

[毎月決算型]
決算日：原則毎月25日（休業日の場合は翌営業日）

[年2回決算型]
決算日：原則毎年1月25日および7月25日（休業日の場合は翌営業日）

・原則として、各ファンドの収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※詳しくは後記「分配方針」をご参照ください。

4 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
・当ファンドが投資を行うUBS（Lux）ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）の運用は、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

中国人民元債券について

・中国本土で居住者により発行される「本土債」は、市場規模が大きく、銘柄数が豊富なことから、十分な分散投資が可能となります。

	中国本土の人民元債券市場	
債券の名称	本土債	パンダ債
発行体	居住者	非居住者 （外国企業等）
通 貨	人民元	人民元
発行市場	中国本土	中国本土
投資制限 （非居住者）	な し （2016年中国インターバンク債券市場開放より）	な し （2016年中国インターバンク債券市場開放より）
市場規模 （流動性）	約169兆元（約3,460兆円）	約2,600億元（約5.3兆円）

当ファンドの投資対象

出所：WIND、LSEGのデータおよび各種資料を基に当社作成　市場規模は2024年9月末現在、パンダ債は額面ベース
上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

中国人民元債券市場の開放

・香港と中国本土間の債券相互取引である債券通（ボンド・コネクト）がスタートし、その後も中国の金融市場開放に進捗が見られます。

■ 中国金融市場開放の歴史

- 2002 ■ 適格海外機関投資家（QFII）
- 2006 ■ 適格国内機関投資家（QDII）
- 2011 ■ 中国人民元適格海外機関投資家（RQFII）
- 2013 ■ 適格国内リミテッド・パートナー（QDLP）
- 2014 ■ 適格国内投資企業（QDIE）
- 中国人民元適格国内機関投資家（RQDII）
- 上海－香港ストック・コネクト
- 2015 ■ **中国本土－香港ファンド相互承認協定**
- 2016 ■ **中国インターバンク債券市場（CIBM）の海外機関投資家への開放**
- ■ シンセン－香港ストック・コネクト
- 2017 ■ **香港－中国本土（北向通）ボンド・コネクト**
- 2018 ■ MSCI A株採用
- 2019 ■ 世界の主要債券インデックス、中国債の採用を開始
- 2020 ■ 適格国外投資家（QFI）
- 2021 ■ **中国本土－香港（南向通）ボンド・コネクト**
- ■ 中国本土－香港・マカオ　クロスボーダー・ウェルスマネジメント・コネクト
- 2023 ■ 中国本土－香港　スワップ・コネクト

出所：各種資料を基に当社作成

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

海外からの資金流入と市場の拡大

・中国の規制緩和などを背景に、中国人民元債券市場への海外からの資金流入は長期では概ね増加傾向となっています。
・市場拡大に伴い、人民元債券の投資機会も広がっています。

■ 海外機関投資家の中国本土人民元債券保有残高
（2014年1月末～ 2024年12月末）

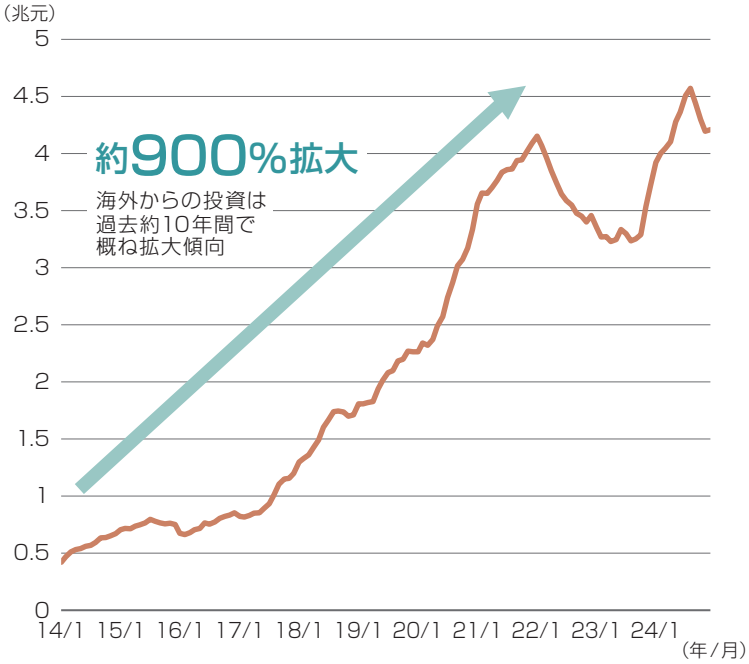

出所：中国人民銀行、WINDのデータを基に当社作成
上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

中長期的に良好なトータル・リターンが期待される中国人民元債券

・中国の実質政策金利※は主要国、地域に対して高い水準にあります。

■ 主要国、地域の実質政策金利
（2024年12月末）

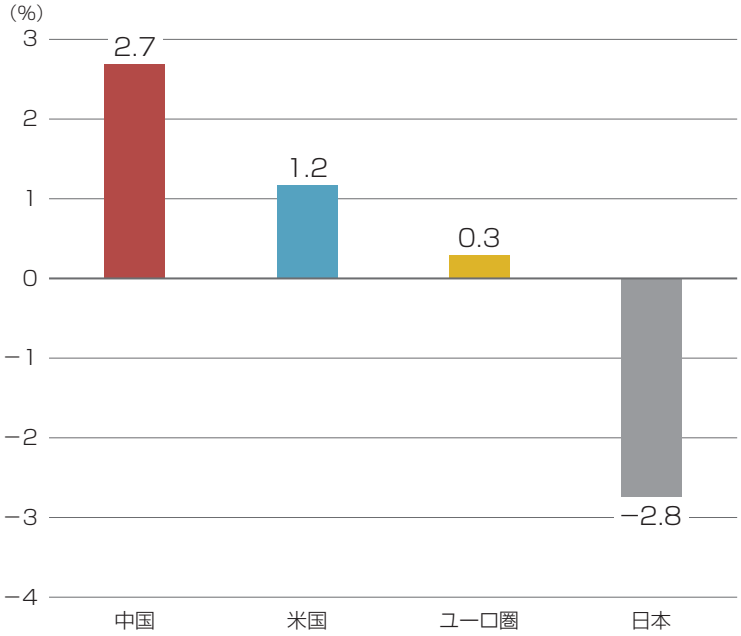

※実質政策金利=政策金利−コアCPI上昇率（前年同月比）。政策金利：中国は最優遇貸出金利（LPR）期間1年、ユーロ圏は主要リファイナンス・オペ金利、米国はフェデラル・ファンド（FF）金利の誘導目標の中間値。コアCPI上昇率：消費者物価指数（CPI）の総合指数から生鮮食品を除いて計算。米国、ユーロ圏、中国はエネルギーなども除く。
出所：LSEG。トータル・リターンはブルームバーグ債券指数ベース。
上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 当ファンドの仕組み

・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
・UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。ただし、投資対象市場の状況等により、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品等の流動性資産に投資する場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズについて]
ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。

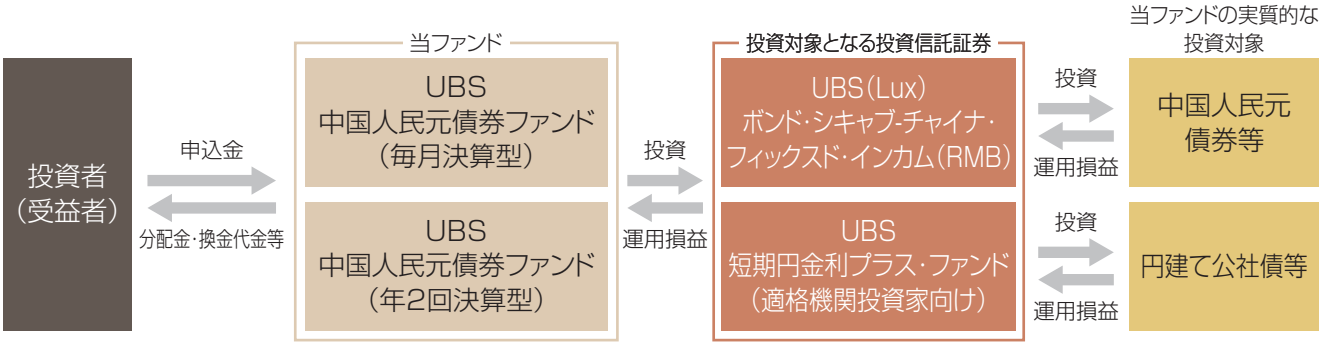

◎ 運用プロセス

・厳格な運用プロセス、リスク管理、明確な投資目標をベースに運用成果を追求します。
・マクロ経済環境や金融政策などによるトップダウン分析を重視し、徹底したリスク管理を実践します。

■ 運用哲学

①アクティブ運用が有効で、市場はファンダメンタルズを反映
②超過収益源泉の分散とリスク管理により、長期的に安定したリターンを実現
③バリュエーションや景気循環、市場心理やテクニカル要因を組み合わせた投資アプローチ

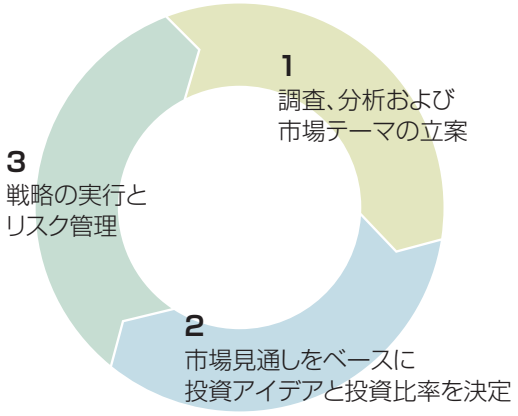

■ リスク管理

ポートフォリオ構築
投資銘柄の分析をベースに適正なリスク水準に応じたポートフォリオを構築

計測とモニタリング(事前)
主要投資セクターや全体的なリスクをツールを活用して計測、モニターおよびリスク分解

例外的なリスクの洗い出し
想定外のリスクに対するレビューとリスク源泉の理解、必要に応じた対応

パフォーマンス評価(事後)
パフォーマンス評価と一貫性や投資プロセスの精度を測る要因分析

四半期ポートフォリオ・レビュー
事前のリスク配分予想と結果に関する運用チームとのレビュー

2025年1月末現在

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)(JPY) I-B-mdistクラス
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	直接投資は行いません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 分配方針

[毎月決算型]

毎決算時(原則として毎月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[年2回決算型]

毎決算時(原則として毎年1月25日および7月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金						分配金					

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

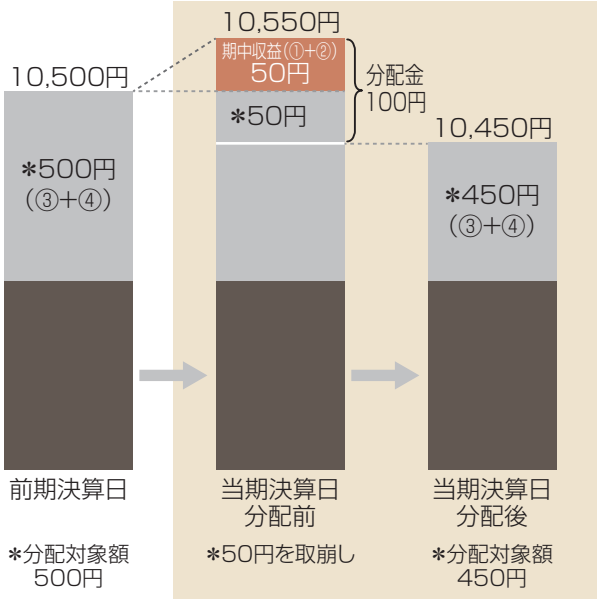

【前期決算日から基準価額が下落した場合】

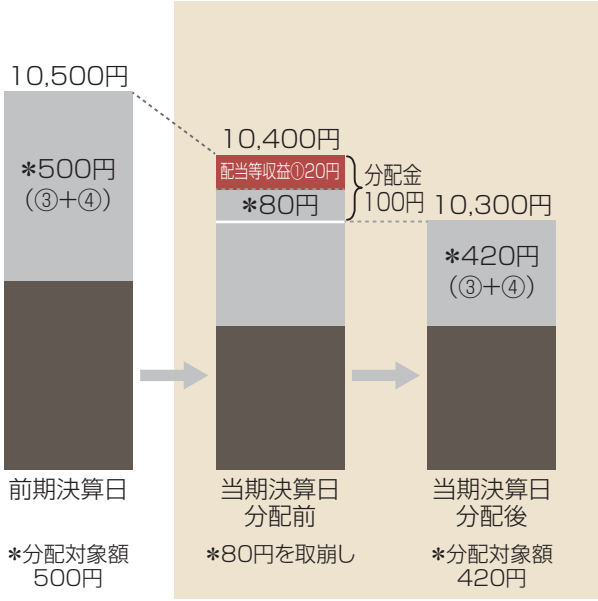

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

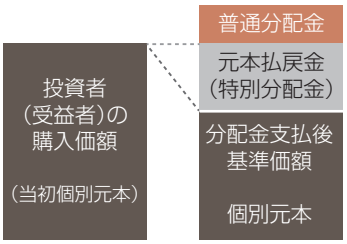

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】

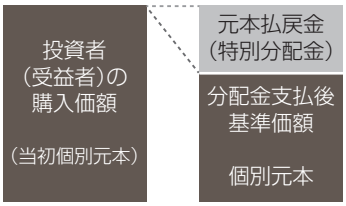

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。なお、当ファンドが投資対象とする中国人民元債券には、中国国内の信用格付会社により格付けが付与された銘柄があり、その格付けのランク※が国際的な信用格付会社の評価と異なることがあります。当ファンドにおいては、こうした国際的な信用格付会社による格付がない銘柄については、委託会社の分類基準に基づいた格付を採用する場合があります。また、中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国人民元債券には、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

※格付けのランクとは、例えば代表的な国際的な信用格付会社の1社であるS&Pグローバル・レーティング社の場合、「AAA」を最上位として最下位「D」までの間で表示され、「BBB-」以上を投資適格としています。

■ 為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[指定外国投資信託における解約制限]
指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があり、これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

[分配金に関する留意点]
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

（参考情報）

[毎月決算型]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年2月末～2025年1月末

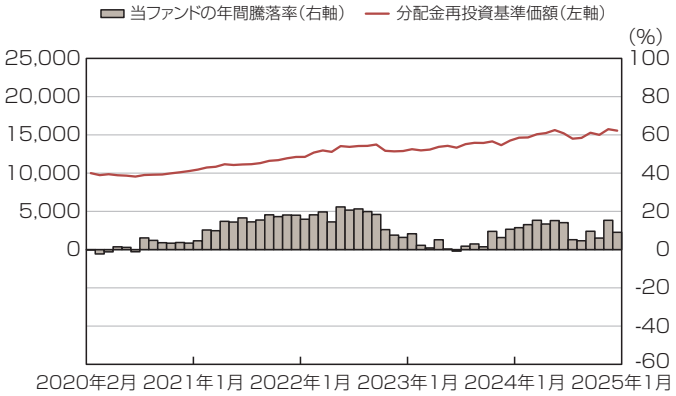

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年2月末～2025年1月末

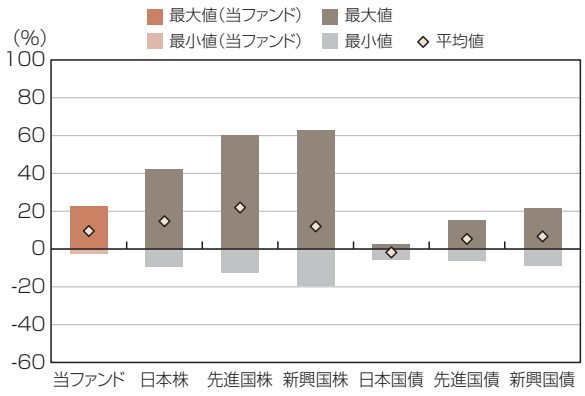

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△ 2.3	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	9.5	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[年2回決算型]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年2月末～2025年1月末

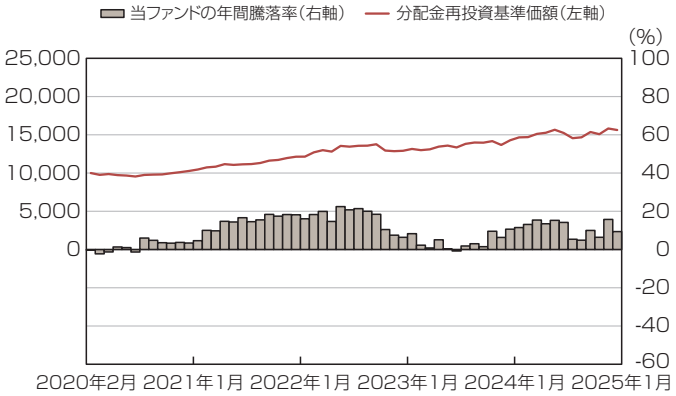

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年2月末～2025年1月末

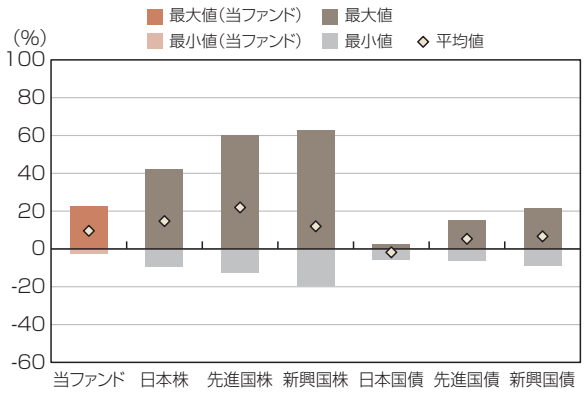

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.4	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△ 2.3	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	9.6	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2025年1月31日現在）

毎月決算型

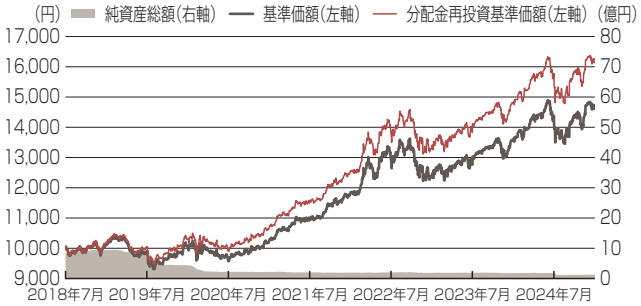

年2回決算型

※分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

毎月決算型

2024年9月	15円
2024年10月	15円
2024年11月	15円
2024年12月	15円
2025年1月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	1,140円

年2回決算型

2023年1月	0円
2023年7月	0円
2024年1月	0円
2024年7月	0円
2025年1月	0円
設定来累計	0円

資産構成比

種別	構成比
国債	34.9%
準国債	61.4%
社債	3.7%
合計	100.0%

※構成比は、「UBS（Lux）ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）」の債券評価額合計に占める割合です。

主要な資産の状況（2025年1月31日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	種別	最終利回り	クーポン	償還日	国際格付*	構成比
1	広東省政府債	準国債	1.67%	3.41%	2031/4/21	A+	3.0%
2	中国農業発展銀行	準国債	1.62%	3.01%	2030/3/16	A+	3.0%
3	中国輸出入銀行	準国債	1.65%	2.46%	2031/2/26	A+	2.9%
4	広東省政府債	準国債	1.51%	3.38%	2029/2/1	A+	2.5%
5	広東省政府債	準国債	1.58%	2.88%	2030/5/13	A+	2.4%
6	中国農業銀行	準国債	2.84%	3.45%	2032/6/21	A	2.4%
7	中国国家開発銀行	準国債	1.49%	2.69%	2027/6/16	A+	2.4%
8	交通銀行	社債	2.16%	2.45%	2034/4/29	A−	2.4%
9	中国中鉄	準国債	1.89%	4.48%	2035/8/19	A−	2.3%
10	国家電網	準国債	4.63%	1.13%	2026/9/8	A+	2.2%

※構成比は、「UBS（Lux）ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）」の債券評価額合計に占める割合です。
※「毎月決算型」はファンドの純資産総額に対し「UBS（Lux）ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）」を90.91%、「年2回決算型」はファンドの純資産総額に対し「UBS（Lux）ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）」を90.97%組入れています。
＊国際格付は、S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち、2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合は、それらの中間の評価を採用しています。ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。3社いずれからも格付がない場合は、委託会社の分類基準に基づいた格付を採用する場合があります。

年間収益率の推移（2025年1月31日現在）

毎月決算型

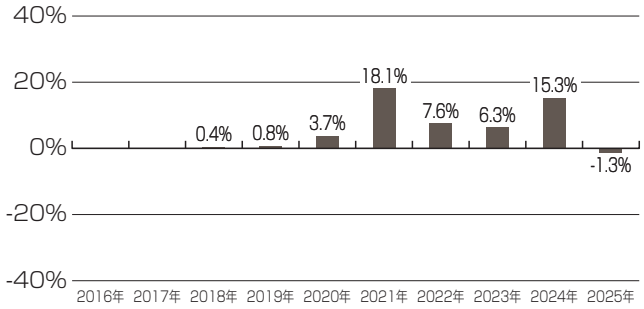

※2018年については当初設定日（2018年7月31日）から年末までの騰落率、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

年2回決算型

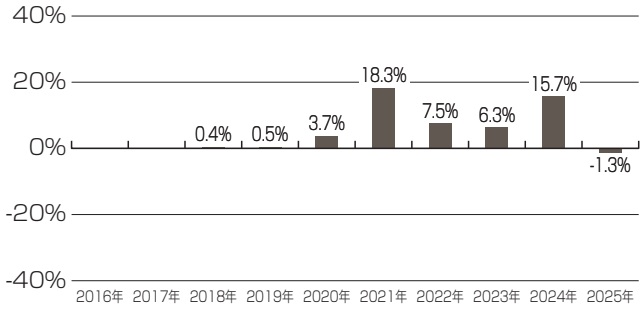

※2018年については当初設定日（2018年7月31日）から年末までの騰落率、2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 （基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年4月26日から2025年10月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、指定外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えなくなる場合があります。
購入・換金不可日	香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日または香港もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	2018年7月31日から2028年7月25日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後（2019年7月31日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	［毎月決算型］ 原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日） ［年2回決算型］ 原則として毎年1月25日および7月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	［毎月決算型］ 毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能） ［年2回決算型］ 毎決算時（毎年1月25日および7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用			
保有時	運用管理費用(信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に年率1.133%(税抜年率1.03%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)		
			委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価
			販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
			受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
			※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		投資対象とする投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.14%程度 (委託会社が試算した概算値)		
		実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率1.273%程度		
	その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用			
		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用		
		印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等		
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用			
		売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料		
		保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用		
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。			

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※上記は、2025年1月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

[毎月決算型]

対象期間:2024年7月26日～2025年1月27日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.41%	1.13%	0.28%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[年2回決算型]

対象期間:2024年7月26日～2025年1月27日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.41%	1.13%	0.28%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

MEMO

UBS